

令和6年第1回度愛媛県人権施策推進協議会 議事録

- 1 会議の名称 愛媛県人権施策推進協議会
- 2 開催日時 令和6年8月23日（金曜日）13時30分から15時00分まで
- 3 開催場所 愛媛県議会議事堂 4階 農林水産・建設委員会室
- 4 出席者 委員10名、事務局35名
- 5 協議事項
 - (1) 愛媛県人権施策推進基本方針の見直しについて
 - (2) その他意見交換
- 6 協議の内容（全部公開）
別紙のとおり

（別紙）

【開会】

- 県民環境部長 開会挨拶
- 委員自己紹介

【議題説明】

- 愛媛県人権施策推進基本方針の見直しについて
- 事務局 資料内容の説明

【議題に係る質疑応答】

○大岩委員

基本方針に関係して、人権について最近気になっていることをお話ししたい。大阪の特捜部検事が、横領事件の関係者取り調べにおいて、自分の意に沿う自白を得るために、暴言を繰り返していた。こういう取り調べが行われているというのは、国民、県民の不信を失墜するものであると思う。たった1人のこういう人のために、国民の信頼を失うということは大変残念なこと。県においても、警察や消防など公の職務に就く者については、人権について緊張感を持って仕事にあたっていただきたい。

もう1つは、保護司がその担当者に刺殺される事件がおきており、非常に残念なことである。法務省での保護司の安全確保に向けた論議・検討はいかがか。

○人権対策課

県職員については、新採職員、係長の新任者に対して、また警察官についても、人権啓発センターから啓発指導員を派遣して、新規採用の警察官と、係長年代の警察官に、人権に配慮した職務活動をするよう研修を実施している。

もう1点、保護司については、法務省に確認のうえ次回の会議等で回答する。

○射場副会長

資料1の2ページでは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」と「こども性暴力防止法」という、教育の現場で起こる性被害、性犯罪等について法的には大きな改定が2つなされている。資料2のP24の「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」の部分で今回の法改正について、触れた方が良いと思う。

○子育て支援課

改正により児童福祉施設での性被害の防止ということで、新たに従事する者について性犯罪歴の確認が施設長に義務づけられた。

○義務教育課

教育関係でも性被害防止について、対策を取っているところ。ご意見を受け、この方針への反映を検討したい。

○人権対策課

記載ができていない部分について、2回目までに、今回の内容を踏まえて改訂案を作成したい。

○射場副会長

資料2のP25のオで「児童虐待防止対策の充実」の「(イ) 弁護士からの司法手続きの助言等を随時受けられる体制を整備する」という記載について、第三次改訂から5年経って、弁護士も児童相談所に常駐してはどうか、というような機運も高

まっているので、例えばこの「随時」を「即時」に変えるとか、弁護士、司法とも、もう少し緊密な関係になるというような表現に改定してはどうか。

もう1つはP44で「9 犯罪被害者等」の(1)の、従前は「犯罪被害者」だったところが「害を被った者」となっており、修正した経緯はどういったものか。

○県民生活課

令和5年4月の犯罪被害者等支援条例の定義の記述に合わせたものである。

○射場副会長

条例制定には大変尽力いただいたと思うが、条例や法律の表現は、一般市民の方が分かりづらいこともあるため、基本方針は、県として、県民にどう人権施策を実施していくか、1つのメッセージになると思うので、「害を被る」という表現が適しているか検討してはどうか。武井委員は、犯罪被害者支援センター愛媛の理事長としていかがか。

○武井委員

「害」という表現の中にどういう内容を含められているのか、十分承知していないが、一方で、県の条例が制定され、具体的な被害者の状況に応じた支援が、被害者支援センターえひめとして、順調に進められていると聞いている。

○射場副会長

法律の立場から申し上げると、「犯罪により害を被る」というより、「権利、人権を侵害される、自分の生きる権利や未来、生命身体、尊厳、基本的人権を奪われる」など被害者の方は感じている方が多いと思う。

○武井委員

「害を被る」という言葉はあまりよろしくないように思う。

○人権対策課

今のご意見について、2回目の協議会までに検討し回答をお伝えしたい。

○子育て支援課

1点目のご指摘、児童相談所の司法手続きの助言を「随時」受けられる体制の部分を、「即時」に変更してはどうか、という点について、県では弁護士会と契約を締結し、中央児童相談所である福祉総合支援センター、そして東予などの子ども女性支援センターに、法律相談の対応をいただいている。加えて令和7年度6月には児童の一時保護時の司法審査を新しく始めるなど、より一層弁護士の助言を受けられる体制が、必要になってくると考えているので、これらの動きを今回の改訂に反映したい。

○武井委員

県の犯罪被害者の支援条例を策定していただいたことについて、関係者の立場からお礼を申し上げる。社会福祉法人「愛媛いのちの電話」の理事長の立場から、相談員に対するハラスメントについて、電話を受ける者に対する非常に侮辱的な、強圧的な発言がこの5年の間に見受けられることが多くなった。電話をかけてくる人の中には、ご自分が求めているような内容ではない応答があった場合に、急に人が変わったように激高されて、相談員の人格を否定するようなケースが増えている。

それに対するの対策として、「いのちの電話」では、性的な内容を含むもの、相談員の人格を否定するもの、ルールに反する電話はお受けできませんということをホームページに記載しているが、同じような相談というのは、県の精神福祉センターも受けているかと思うので、相談員に対するケアは実際どうしているのか、その現状をお聞きしたい。

「いのちの電話」では、70人ほど実働の相談員がおり、12のグループに分けて、月に1回、研修会を開く中で、どういう相談内容がしんどかったのか、適切な対応の仕方についてケースカンファレンスを実施している。県では、実際にそういうハラスメントに対するケアをどうされているのか。

○人権対策課

人権対策課では、愛媛県人権啓発センターにおいて人権相談を実施しており、相談者からの相談内容をお聞きし、専門的な窓口を紹介する業務を行っている。武井委員が問題提起されたように、やはり相談者から、ハラスメント的な暴言等を受ける場合があり、当課の職員はある程度毅然とした態度で、「そういった内容についてはお答えできません。」という対応を、これから取るべきではないかと話をしているところ。

また委員のお問い合わせの精神障害者センターについて確認し後日回答したい。

○山本会長

県に電話をした場合には、「この通話の内容は録音します」という音声が入るようになってきているが、人権相談があった場合にも、一応その音声は流れているということか。その上で、そういうことが発生しているという理解でよいか。

○人権対策課

はい。人権啓発センターの方でも、音声を流し録音している。

○武井委員

「いのちの電話」の場合も、電話内容は録音している。ただし、電話を受ける際には音声は流れない仕様としている。やはり相談をためらう方もいるだろうということでは流していない。

○射場副会長

資料2のP23、「母子保健対策の充実」について、最近では、予期せぬ妊娠によって赤ちゃんを遺棄するという事件も、日本で起こっており、人権課題だと思っている。県では、今年、妊娠期から支援を受けられる新しい施設がスタートしており、予期せぬ妊娠を含め、母と子の命を守るための施設が、今、県で整備されているので、その部分の拡充についても少し触れていただきたい。

それからP25の2、オの（イ）「児童相談所の機能強化」について、児童相談所の職員は使命感をもって、専門性の向上など以前からやってくさっている。それでも現場はくたくたで大変ということも聞き及んでいる。今年8月に里親支援センターや、新たに作られる児童の福祉施設もかなりの予算を出してスタートしており、NPO、民間支援団体などとの連携スキームについても基本方針の中に、少し触れてはいかがか。

○子育て支援課

おっしゃるとおり本年4月から委託しており、産前産後ケアステーションえひめという予期せぬ妊娠等で、安心して生活できる場所がない妊婦を受け入れて、相談支援を行う施設を県が整備したところである。母子保健施策と児童虐待防止対策の両方の施策として、そういった新しい取り組みについても、基本方針の見直しとして検討したい。

もう1点、児童相談所の機能強化について、とりわけ今年8月からの新しい取り組み、里親支援については、社会福祉法人やNPO法人と連携して取り組みをスタートした。この取り組みについては、児童相談所自体の機能強化との両輪になる形で、基本方針の中に盛り込むよう検討したい。

○山本会長

ほかにも、幅広く委員の方からご意見をいただきたい。

○矢川委員

資料2のP27の「高齢者虐待」について、「高齢者虐待の防止及び成年後見制度の利用支援」のところ、地域包括支援センターを中心とした早期発見、見守り等については、高齢者虐待を発見した時ではもう遅い場合もあるので、虐待に至る前の「防止」というところに少し重きを置いた記述として欲しい。また、高齢者の養護者に対する支援も非常に大切で、「予防」についての記述を入れることによって、擁護している人の疾患や、介護負担の軽減につなげていくことはとても大事だと思う。

○山本会長

高齢者虐待防止には、高齢者虐待の防止とともに、養護者の支援ということも入っているのので、今の矢川委員のご意見も反映していただきたい。

○人権対策課

担当課の長寿介護課に、委員の意見を伝え、この改訂案の方へ盛り込むよう協議したい。

○川上委員

子どもの安全の確保という点から、基本方針には子どもの放課後のこととか、あるいは親からの虐待のことを想定して書かれている箇所はあるが、今、学校内でも性被害が起こっており、教師によるもの、あるいは課外活動の指導者によるもの、また生徒間同士で更衣室をスマホで撮影して、それをグループ内で共有するという事件も起こっている。学校であっても、もう安全とは言えないのではないかというような記事も出て、学校内の安全、特に性被害に特化した点を取り上げていただきたい。

○義務教育課

ただいまのご意見について、改訂案の方へ盛り込むか検討したい。

○田中委員

インターネットの人権侵害の関係で、デマとか、不適切画像を含めて、ファクトチェック（検証行為）については、本県における体制等はどうかお聞きしたい。

もう1点は、差別的な書込みが発見された場合の対応方法について周知するとあるが、この対応方法というのは具体的にはどういったものか。

○人権対策課

ファクトチェックについて、人権対策課で、インターネットモニタリングを実施しており、不適切な書込み等が発見した場合には、事業者に対し削除依頼し、依頼の約6割程度が実際に削除されている状況である。今後も継続して続けていく予定。

2点目、対応方法の周知については、県がこういう対応をしているということ、各市町や関係機関等に対して、書込みにはどのような事例があり、どう対応するかなど方法について周知している。実際に発生した場合には、連携協力し削除等に努める。

○山先委員

私たちの団体も、インターネット上の様々な誹謗中傷に対してのモニタリングを実施している。県の人権対策課でも実施しているということで、どれぐらいのモニ

タリングの実績があるか、教えていただきたい。

○人権対策課

人権対策課から民間業者に委託をし、月 48 時間検索を行っている。県内、それから市町に関連する差別書込み等の結果を、毎月県に報告させている。令和 5 年度 1 年間に、差別的な書込みを約 128 件確認しており、これらについては、県が独自に設定している 3 段階のリスクレベルに分類し、個人が特定可能な情報であるリスクレベル 2 と判定した 29 件については、掲載された事業者に削除依頼を行い、18 件が削除に至っている。なおリスクレベル 3 は、生命財産に対する被害の緊急性が高い情報としているが、レベル 3 に該当するものは、昨年度は該当がなかった。

事業を開始した令和 3 年 7 月から令和 6 年 5 月分の累計としては、差別的書き込みは 226 件あり、リスクレベル 2 以上が合計で 80 件、うち 56 件が削除している状況。

○ルール委員

資料 2 の P38（イ）で、学校教育でやさしい日本語を教えるようにということを入れてはどうか。学校教育から段階を踏んでいき社会人になったら、やさしい日本語を自然に使えるようになることが期待できるし、本来は外国人のためだけではなく、高齢者にもよいと思うので、やさしい日本語の言葉遣いについて、記述する必要があるのではないか。

もう 1 つは、見直しとは直接関係ないが、外国人のためのワンストップ相談電話についてお願いがある。外国人が電話すると、県とか市町とか、国際交流センターの紹介にはつながっているが、国の機関なので、民間の支援団体を紹介できませんと言われてしまう。それもある意味、紹介した責任や団体の資格など課題があることは分かるが、外国人の立場に立って最後まで支援できる民間の支援組織につなげていただきたい。現状では、EPIC とかミックなどに電話してください。というだけで終わっていて、フォローもあまりない。もうどうでもいいかとなってしまいう外国人利用者もいる。EPIC とかミックは、運転免許証はどこに取れるか、そういう説明はできるが、人権的な問題などは対応できず、あちこちたらい回しされると聞いている。

先ほど申し上げたような民間の支援団体で対応できる場合もあるので、各地域で頑張っている NPO などにつなげられる形ができてほしい。問題が解決するまでフォローが必要なのに、フォローができていないので、もう少し最後までフォローして欲しいし、NPO とかそういう団体に紹介できるようにしていただきたい。

○人権対策課

困っている外国人の方を、どういうふうに NPO などに紹介して、その問題を解決するかということについて、確かに県など、そこまで詳しい団体を把握しているわけではないので、何らかの方法でつなげるようなやり方、EPIC などに登録してもらおうなど、そういう方向にできないか、担当課と協議したい。

○矢川委員

この基本方針に入れるか否か検討は必要だが、1 点は、身寄りのない方の支援で、高齢者の支援をしていると、やはり長年の人間関係から、身寄りのない方がある程度おられて、どこまでが身寄りがない範囲かという点はあるが、介護サービスを受けられない、あるいは病院に運んで入院が必要となると、お身内の方の名前を書けない方もいる。適切な医療につなげられないという場面もあるのではないか。この方たちに対する不利益が生じているのではないかと感じる。

もう1点、カスタマーハラスメントについては、介護とか福祉の業界では、高齢者のご家族からハラスメントをされる場合がある。今、従業員を守りましょうと、介護業界も、職員を確保するのが難しいので、ハラスメントで辛い思いをして辞めていく職員を減らし、介護職員の離職を止めるために、問題のある利用者の利用を切っていく、切っていくてもいいでしょうという流れになってくる。そうすると誰が一番不利益を被るかという、家族のハラスメントのために、本来、介護を受ける必要のある高齢者が、事業所から断られて、行くところがないというようなことも少なからず出てきていると聞いているので、問題提起ということで身寄りのない方への対応と、カスタマーハラスメントによって、介護を受けるのに不利益を被る高齢者に対して、お考えいただきたい。

○山本会長

先ほどお話あったように、今の意見を長寿介護課に事務局からお伝えください。

○人権対策課

事務局からお伝えする。

○山本会長

ここまで基本方針の見直しについてお話をいただいたが、議事以外も含めて委員の皆様からご意見があれば。

○大岩委員

矢川委員のおっしゃったこと、誠に本当で、さる身寄りのない高齢者が、住んでいた市町では高齢者施設の mismatch により入居できないため、西条市の知り合いのところに身を寄せたいということがあった。社会福祉協議会とか、西条市に支援をお願いしたが、西条市に住民票がないということで対応が難しかった。切れ目がない支援をと言うが、住民票がないと支援を受けられない。幸い、あちこち探して、松山市の支援シェルターを運営している NPO 法人に助けていただくことができた。身寄りがなくなったら、本当に誰も助けてくれない。いったん身を寄せて、落ち着いた状態で次の施設を探せるような広域のセンターがあればよいと思う。松山市以外にはそういう施設がなかったことが残念だった。

もう1点、障がい者について、資料2の P31 で「地域生活の移行」や「地域における支援」などについては、相談支援事業というのが一番大切と何度も申し上げたい。愛媛県では、県下 20 市町に相談支援事業所を設ける合意ができたが、実際にできているところは8つしかない状況で、実は自分が住んでいる西条市にもない状況。障がい者を地域で受けるといっても、社会的なインフラは少なく、障がい者のニーズに応じられていない現状であるので、ぜひこの相談支援体制の拡充、基幹相談支援事業所の設立にも努力していただきたい。

○山本会長

先ほどの矢川委員さんと大岩委員さんの発言を受けまして、回答については。

○人権対策課

申し訳ないが、また後日の回答にさせていただきたい。

○山本会長

よろしく願います。また他にご意見は。

○射場副会長

資料2の P51 の「13 被災者」のところで、「(1) 課題と現状」は、課題として要配慮者や避難所での、女性と外国人への配慮不足、この課題を解決するための施策だということで、次の P52 の (2) の「イ 災害時の対応」では、要配慮者、外国

人への配慮や女性の参画推進、男女のニーズの違い、性的マイノリティ等とあり、どの課題にどれが対応しているのか少し分かりづらいように思う。例えば、男女のニーズの違いとあったり、性的マイノリティとあったり、今回詳しく整理している部分もあるので、ここも反映された言い回しができればよいと思う。

最後に P59 のまとめの「4 県民に期待される役割」下から 3 行目について、このように人権問題まさに「一人一人の心の問題であり」となっているが、心の問題であるという現実問題なので、「一人一人の心の問題ともいえ」として、最後は「行動をしましょう」というふうに、そのために勉強し続けて行動しましょうというふうにはいかがか。

○防災危機管理課

避難所での配慮として P52 の表現については、持ち帰って修正協議をしたい。

内容的には、避難所で女性が食事を作ったり、配布したりといった性別の役割分担ができてしまっていたことや、能登半島の被災地支援では、避難所では、生理用品が男性にも見えるような場所に置いてあり、なかなか男性では気づかない場面、女性が生活しづらいような場面があった。

避難所の運営委員会メンバーに女性が入ることにより、女性の意見を避難所運営の中に反映させていく、そういったことを進めていきたいと思っているので、趣旨が分かるように、表現を変えたいと思う。

○射場副会長

そのことについて大変良いことと思う。女性だけではなく、子どもの意見も、など色々と想定して、現状の課題に対してどうするか、分かりやすい表現に変更し、今おっしゃったことが伝わるようお願いしたい。

○山本会長

貴重なご意見、たくさんいただいた。時間が迫っている関係で、質疑はこれで終了とし、事務局に引き継ぎたい。

○人権対策課

今後の見直しのスケジュールを申し上げる。本日のご意見を参考に、再度ワーキンググループで見直し案を修正し、11 月か 12 月に 2 回目の協議会を開催する予定であるので、よろしくようお願いしたい。

【閉会】

○県民生活局長 閉会挨拶